

新給食センターにおける学校給食を芦屋町 による直営方式で行うことを求める意見書

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達と国民の食生活の改善に寄与することを目的に教育の一環としてなされるべきものです。このことは学校給食法の成立経過に照らせば明確です。1953年、PTA、教職員組合、農林省（当時）が共同して国の責任で学校給食を求める国会請願に取り組み、翌54年6月、学校給食法が成立しました。その法案の趣旨説明において、学校給食は、「児童が食という体験を通して生きる力の原点を学ぶ場です。教育の一環として学校給食が実施されるということは、児童自らの食体験を通じて食の営みと今日と将来の生活をするところである」とされ、教育の一環であることが明確に位置づけられました。そして、その後学校給食は父母、教員、栄養士、調理員らの共同の取り組みによって、教育の一環として豊かに発展してきました。今日においても教育の一環としての学校給食は、体と心の健全な発達を重視した献立（例えばアトピー食など）や子供たちの笑顔のみえる調理づくり、学校給食に地元産米や農産物を取り入れ、地域の生産との結びつきを強める取り組み、O-157事件や食中毒の発生の危険から子供たちの安全を守る努力など、豊かな実践が続けられています。

このように、学校給食があくまで教育の一環として位置づけられている以上、その形態は芦屋町での直営方式こそふさわしいというべきです。2007年に給食センターが民間委託された後、安全な学校給食の提供義務に様々な問題が起こっています。この間、給食への異物混入問題、ノロウイルスによる調理員の感染問題、調理現場での労働環境の問題などが指摘されています。そして何よりも学校給食を民間委託することは、学校給食法、職業安定法、労働者派遣法、地方自治法に明らかに違反するものです。

第一に学校給食の民間委託は学校給食法に違反するものであり、学校設置者の責任の放棄です。

第二に民間委託は安全な給食提供義務を怠るものです。

第三に学校給食の民間委託は請負ではなく派遣です。

第四に学校給食の民間委託は職業安定法及び労働者派遣法に違反します。

第五に調理室等の貸与は、地方自治法に違反します。

よって、学校給食の調理義務の民間委託はこれらの問題点や法令違反があります。

芦屋町及び学校関係者におかれましては、以上の趣旨をふまえた上で、新給食センターにおける学校給食の民間委託を中止し、芦屋町の直営方式で行うことを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年 月 日

芦屋町長 殿

福岡県芦屋町議会